○総務省告示第百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び第二項第五号並びに別表第三号17⑴の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。 1　陸上移動局の送信装置 ［⑴　略］ ⑵　基地局対向器及び高高度基地局対向器（以下「基地局等対向器」という。）に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。） ［ア～ウ　略］ 2　陸上移動中継局の送信装置 ［⑴　略］ ⑵　基地局又は高高度基地局（以下「基地局等」という。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。） ［ア～ウ　略］ 二　隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。 1　陸上移動局の送信装置 ［⑴　略］ ⑵　基地局等対向器に係るもの ［ア～ウ　略］ 2　陸上移動中継局の送信装置 ［⑴　略］ ⑵　基地局等と通信を行うもの ［ア～ウ　略］ 三　陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局等対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。 ［1～3　略］	一　［同上］ 1　［同上］ ［⑴　同上］ ⑵　基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。） ［ア～ウ　同上］ 2　［同上］ ［⑴　同上］ ⑵　基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあっては、この限りでない。） ［ア～ウ　同上］ 二　［同上］ 1　［同上］ ［⑴　同上］ ⑵　基地局対向器に係るもの ［ア～ウ　同上］ 2　［同上］ ［⑴　同上］ ⑵　基地局と通信を行うもの ［ア～ウ　同上］ 三　陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。 ［1～3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。